

神奈川県商店街魅力アップ事業費補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県商店街魅力アップ事業費補助金交付要綱（平成29年4月1日制定。以下「要綱」という。）に基づき、神奈川県商店街魅力アップ事業費補助金（以下「本補助金」という。）に関し、必要な事項を定める。

(補助の要件)

第2条 本補助金を受けるために必要な要件は、次のとおりとする。

- (1) 過去3年間、本補助金を活用した事業でないこと。
- (2) 概ね3年間で実現する目標や、それを実現するプロセスが明確であること。
- (3) 商店街の「歩行者通行量」、「年間売上高」及び「会員及び地域住民の満足度等」について、事業実施効果が継続して見込まれること。
- (4) 事業実施に伴う効果を確認するため、「歩行者通行量」及び「年間売上高」については実数の把握を行い、「会員及び地域住民の満足度等」についてはアンケート等を行うこと。

「年間売上高」の把握は原則、商店街等を構成する正会員の半数以上の店舗の年間売上高を総計すること。

また、「歩行者通行量」の把握は原則、実施前及び実施後に特定の場所における効果を測定できること。

- (5) 重点取組事業のうち、次に該当する事業を実施する場合は、それぞれ以下の要件を満たすこと。

ア 未病を改善する取組

- (ア) 県健康増進課が提供するチラシ又はポスターを商店街やイベント会場等で掲示すること。

イ 共生社会の実現に向けた取組

次の(イ)及び(ロ)の両方を満たすこと。

- (イ) 「ともに生きる社会かながわ憲章」のチラシ又はポスターを商店街やイベント会場等で掲示すること。
- (ロ) 事業を告知するホームページやチラシに、県が指定する情報を掲載すること。

ウ 小規模団体の取組

- (ウ) 要綱第7条第5項に基づく交付の申請までに、県が指定するアドバイザー派遣を受けること。

エ 日産自動車追浜工場の車両生産終了等・米国関税対応に係る取組

- (エ) 日産自動車追浜工場の車両生産終了等・米国関税による影響を受ける可能性がある団体による取組であること。
- (イ) 影響の内容及び理由について、応募時にその内容を記載すること。
- (ロ) 日産自動車追浜工場の車両生産終了等・米国関税による影響について、知事から求めがあった場合、影響に関する状況を知事に報告すること。

- (6) 補助事業終了後3年間、要綱第21条第1項に基づく補助事業の効果検証をすること。

(7) 団体名、所在地及び取組に関する事項を県のホームページ等で公表することに同意すること。

(応募時の添付書類)

第3条 要綱第7条第1項に掲げる事業計画書（応募）に添える書類は、別表1のとおりとする。

(申請の期限)

第4条 要綱第7条第5項に掲げる交付申請書の提出期日は、原則として要綱第7条4項に基づき採択された年度の10月末日とする。

(申請時の添付書類)

第5条 要綱第7条第5項第3号に掲げる交付申請書に添える書類は、別表2のとおりとする。

(実績報告時の添付書類)

第6条 要綱第16条第1項第2号に掲げる実績報告書に添える書類は、別表3のとおりとする。

(補助対象外経費)

第7条 要綱別表2に掲げる知事が別に定める補助対象外経費は、次のとおりとする。

- (1) 飲食代や販売を目的とした商品（材料や容器を含む。）、賞金に充当する経費
- (2) 領収書や金融機関の振込票がなく、支払の確認ができないもの
- (3) 要綱第13条第1項に規定する補助事業に着手してよい日より前、又は同条第2項に規定する補助事業の完了の期日より後に発注、契約、登録、申込、支払を行ったもの
- (4) 市場価格と比較して明らかに高額であるもの
- (5) 補助対象事業のイベント等における参加費の名目で、会員以外の者から徴収する収入
- (6) 補助対象経費として事業計画書に記載がないもの
- (7) その他、補助対象経費として不適切と認められるもの

附 則

この要領は、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から適用する。

別表 1

＜応募時の添付書類＞

	添付書類	摘要
1	事業実施地の地図	・ 商店街地図等、事業を実施する場所が分かるもの
2	会員名簿	・ 会員の住所が記載されたもの
3	組織図	・ 組織の内部構造を体系的に図式化したもの
4	団体の定款又は規約	・ 組織の運営や活動に関して定めたもの
5	事業計画書に係る意見書	・ 重点取組事業のうち、「未病を改善する取組」又は「共生社会の実現に向けた取組」を商店街団体と連携して事業を行う団体が応募する場合、「神奈川県商店街魅力アップ事業計画に係る商店街団体等からの意見書（様式1－2）」を提出すること。
6	その他参考資料	・ 事業計画の詳細を説明する資料等、必要に応じて提出すること。

※ 公益社団法人商連かながわ会長からの推薦を受ける場合は、「神奈川県商店街魅力アップ事業計画に係る推薦依頼書（様式1－3）」を商連かながわ会長に提出すること。

別表2

＜申請時の添付書類＞

	添付書類	摘要
1	商店街団体が事業実施を議決した総会等の議事録の写し、又はこれに類する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・補助金の交付申請や事業の実施等について決議していることが分かる議事録、又はそのことが確認できる書類 ・事業費や借入れをする場合は、返済計画まで話し合われていることが確認できる書類 ・対象経費に「景品費」が含まれる場合、当該景品が名産品として団体での合意が得られていることが分かる議事録等（総会以外の理事会等の会合で合意する場合はその議事録） ・交付申請までに総会等を実施できない場合は、別紙「神奈川県商店街魅力アップ事業費補助事業における議事録等の提出に係る報告書」を提出の上、総会等の実施後14日以内又は実績報告期限のいずれか早い期日までに提出すること。
2	事業計画図、カタログ、仕様書及び配置図	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施場所が分かる地図、位置図、見取図、建物又は構造物の設計図等
3	見積書（見積内訳書）の写し	<p>次に該当する経費の場合、提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>金額が50万円（税込）以上の各経費</u> 申請団体の所属以外の業者含む2者以上の見積書 （2者以上から見積書を徴することができない場合は、別紙「神奈川県商店街魅力アップ事業費補助事業の見積書の提出に係る報告書」を提出すること。） ・<u>施設整備関係費のうち、工事関係費</u> 金額に関わらず、必ず申請団体の所属以外の業者含む2者以上の見積書
4	工事着手前の写真	<ul style="list-style-type: none"> ・工事を伴う物件の設置の場合、提出すること。
5	家賃における契約書	<ul style="list-style-type: none"> ・転貸を伴う場合、転貸に係る契約書も併せて提出すること。
6	事業実施前年度の事業報告書・収支決算書及び事業実施年度の事業計画書・収支予算書	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請までに総会等を実施できない場合は、別紙「神奈川県商店街魅力アップ事業費補助事業における議事録等の提出に係る報告書」を提出の上、総会等の実施後14日以内又は実績報告期限のいずれか早い期日までに提出すること。
7	財産管理についての報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象経費に「工事関係費」又は「什器備品費」が含まれる任意団体の場合、別紙「神奈川県商店街魅力アップ事業費補助金に係る財産管理について」を提出すること。
8	補助確定金額全額を、代表の商店街団体等へ一括して振り込むことに関して、連携団体が同意していることがわかる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・重点取組事業「複数の商店街団体等が連携して実施する取組」を選択した団体は、別紙「神奈川県商店街魅力アップ事業費補助金における補助確定額の受入口座について」を提出すること。

※ 対象案件により必要となる書類（書類が整い次第、提出すること。）

- ・許可書等（道路占用許可書、建築確認通知書、建築許可書等）の写し
- ・土地及び建物の権利関係を証する書類（建物や構築物に係る申請をする場合は、所有権、借地権又は賃借権を証する書類。それ以外の施設で、施設を設置する場所が民地の場合には、当該施設の設置を承諾する旨の民地使用承諾書）

別表3

＜実績報告時の添付書類＞

	添付書類	摘要
1	補助金受入口座の通帳の写し	通帳の表紙及び見開きのページで、次の事項を確認できるもの <ul style="list-style-type: none"> ・補助金振込先の口座名義人（フリガナ） ・金融機関名及び店名 ・預金の種類 ・口座番号
2	確認表	県が提供する様式を使用すること。
3	領収書確認一覧表	県が提供する様式を使用し、実施事業ごとに表を作成すること。
4	領収書、請求書等の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書等の宛名は、通称名や担当者名ではなく、団体名宛てであること。 ・領収書の但し書きの記載があり、何に対する支出であるか分かること。 ・金額の内訳が明記されていない場合は、レシート等の内訳が分かるものを提出すること。
5	補助対象事業（実施イベント）の写真	<ul style="list-style-type: none"> ・「未病を改善する取組」、「共生社会の実現に向けた取組」、「インバウンドへの取組」又は「脱炭素社会の実現に向けた取組」の場合は、該当する重点取組事業であることが分かること。 ・「未病を改善する取組」の場合は、県が提供するチラシ又はポスターを商店街やイベント会場等で掲示していることが分かること。 ・「共生社会の実現に向けた取組」の場合は、「ともに生きる社会かながわ憲章」のチラシ（会員の半数以上の店舗で掲示すること。）を商店街やイベント会場等で掲示していることが分かること。
6	作成した広報媒体等の成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・「未病を改善する取組」、「共生社会の実現に向けた取組」、「インバウンドへの取組」又は「脱炭素社会の実現に向けた取組」の場合は、該当する重点取組事業であることが、チラシやポスター等の広報物、広報媒体に記載されていること。